

# 【答申素案サンプル版】

資料 7

鎌 運 審 第 号  
令和3年(2021年) 月 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市下水道事業運営審議会  
会長 堀江 信之

## 下水道使用料の改定について（答申）

令和3年(2021年)3月25日付け鎌都整第761号で鎌倉市長から諮問のあった「下水道使用料の改定について」は、諮問を受けた令和3年(2021年)3月以降\*回の会議を開催し、令和3年(2021年)3月に策定した鎌倉市公共下水道経営戦略に基づき、市民としての視点に専門的な視点を加え、経営戦略策定時のパブリックコメントや過去の審議会での審議等を踏まえ、国の通達や県内・国内類似団体の現状等も参照しつつ慎重に審議を重ねてきた。

審議の結果、次のとおり答申するものである。

## 【答申素案サンプル版】

## 【答申素案サンプル版】

鎌倉市の下水道は、昭和 33 年（1958 年）以来、順次体制をつくり、延べ約 1,800 億円を投資し、約 490 kmの汚水管渠、約 240 kmの雨水管渠、七つのポンプ場、二つの処理場等を整備・運転管理してきた結果、市民の約 16 万 8 千人に普及し、水洗トイレが使える、水路や川の水質は大きく改善し、豪雨による浸水被害等の軽減にも貢献している市民生活に欠かせない基礎インフラとなっている。一方で、近年、投資を抑制し続けており、標準耐用年数である 50 年を経過した汚水管渠の割合が 10 年後には 161 km（約 33%）に増加するなど老朽化が進み、一部で汚水の溢水や道路陥没等が発生している。また鎌倉処理区の五つの中継ポンプ場は、津波時に浸水で機能停止し長期にわたって下水道が使えないことが見込まれる等、地震や津波にも脆弱であることから、自然災害の頻発化や脱炭素・循環型社会への対応も含めて早急に再構築に着手することが必要になっている。

一方で人口減少や節水型機器の普及、世帯の少人数化が続く中、使用水量の減少による使用料収入の減少が見込まれることから、必要な事業を安定して行うために、30 年後を睨んで今後 10 年に必要な投資と財源のあり方を令和 3 年（2021 年）3 月に鎌倉市公共下水道経営戦略（以下「経営戦略」という。）としてまとめたところである。

この経営戦略の中で下水道使用料について、汚水処理に要する費用は、一部公費とすべき部分を除き、受益者負担とする原則に基づき、維持管理費に加えて資本費のうち使用者負担が適切とされる 60%を賄う料金としていくべきとしているが、急激な負担増は避け、まず令和 5 年度に総務省が示す最低限の目安である一月の使用料 1 m<sup>3</sup>あたり平均 150 円にすべきとしている。

今回、下水道使用料の改定に関する諮問については、平均を経営戦略に基づく 150 円/m<sup>3</sup>/月とし、使用水量に応じた料金のあり方については、以下を考慮した。

- 1 世帯人口が、昭和 30 年度では一世帯あたり 4.46 人だったが、徐々に減少を続け令和 2 年度では 2.28 人になっていること。
- 2 現在の使用水量別 1 m<sup>3</sup>単価は、8 m<sup>3</sup>の場合は約 97 円、100 m<sup>3</sup>の場合には約 142 円（約 1.5 倍）、1,000 m<sup>3</sup>では約 244 円（約 2.5 倍）であること。
- 3 1 か月あたり 76 m<sup>3</sup>以上使う使用者は、全体の 0.9%しかいないこと。
- 4 全国の類似団体の下水道使用料（20 m<sup>3</sup>）の中では、中の下に位置すること。また、横浜市、川崎市を除く県内各市の中では中の上に位置すること。
- 5 かつては急増する水需要を抑えるために使用水量に応じて単価が高くなる逡増制を採用していたが、現在は水の使用量が減少に転じており、国では初期投資の大きい下水道事業の料金体系として、それに見合う基本使用料が望ましいとしていること。
- 6 大口使用者が少ない鎌倉市では、大口使用者に頼ることが難しいことや世帯人数

## 【答申素案サンプル版】

の減少も続くことから、全使用者で公平に負担していくことで安定的な収入を確保する必要があること。

このような現状を勘案し、いろいろなパターンについて試算をおこない、今後の安全で安心な下水道事業を継続するためにはどのような下水道使用料が最適かを検討した。

以上のことから、令和3年（2021年）3月25日付け鎌都整第761号で鎌倉市長から諮問のあった「下水道使用料の改定について」は、老朽化が進む下水道の時代変化に応じた再構築に向け、中期的に資本費60%を充当することが適切であり、まず、下水道使用料の最低限の目安とされる150円/m<sup>3</sup>/月とし、受益者全体で下水道事業を支えていくよう\*\*\*\*\*とするよう答申する。これにより、下水道使用料収入全体に占める基本使用料の割合は、現行の約32%から約\*%となる。

### 料金表（税抜き）

1月当たりの汚水量	金額
*m <sup>3</sup> までの分	*円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超え、*m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき *円
*m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき *円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1m <sup>3</sup> につき *円

## 【答申素案サンプル版】

(参考) 現在の料金表 (税抜き)

	金額
8 <sup>m</sup> までの分	776 円
8 <sup>m</sup> を超え、15 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 106 円
15 <sup>m</sup> を超え、20 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 115 円
20 <sup>m</sup> を超え、30 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 125 円
30 <sup>m</sup> を超え、50 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 139 円
50 <sup>m</sup> を超え、100 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 163 円
100 <sup>m</sup> を超え、300 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 214 円
300 <sup>m</sup> を超え、1,000 <sup>m</sup> までの分	1 <sup>m</sup> につき 267 円
1,000 <sup>m</sup> を超える分	1 <sup>m</sup> につき 325 円
公衆浴場その他市長が定める施設のし尿を含まない汚水	1 <sup>m</sup> につき 5円

## 【答申素案サンプル版】

### 1 水量別の料金表・単価比較表

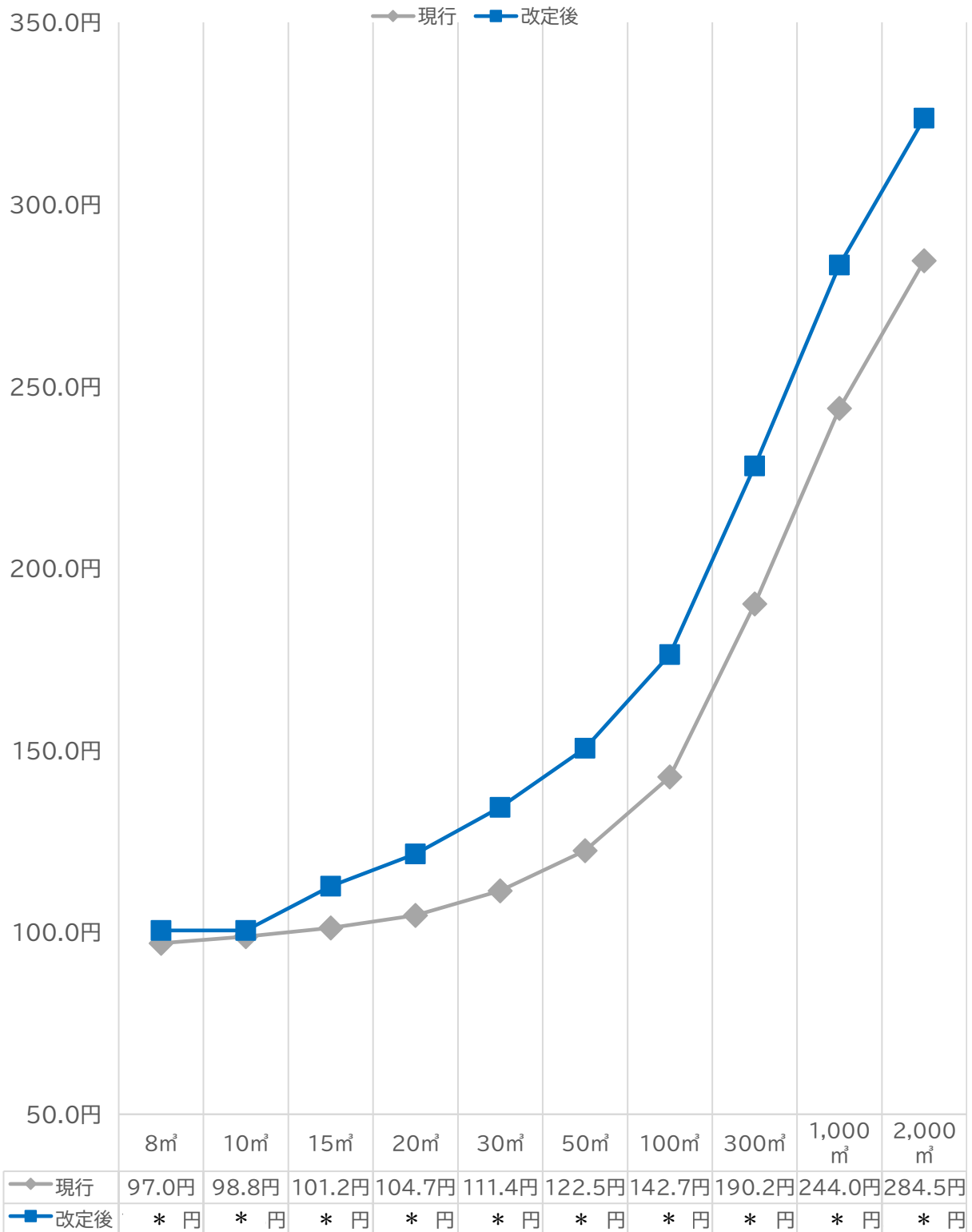
#### 1-1 水量別支払額（税込み）

使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行	改定後		
		使用料	引上額	引上率
8	853 円	*円	*円	*%
10	1,086 円	*円	*円	*%
15	1,669 円	*円	*円	*%
20	2,302 円	*円	*円	*%
25	2,989 円	*円	*円	*%
30	3,677 円	*円	*円	*%
40	5,206 円	*円	*円	*%
50	6,735 円	*円	*円	*%
75	11,217 円	*円	*円	*%
100	15,700 円	*円	*円	*%
300	62,780 円	*円	*円	*%
1,000	268,370 円	*円	*円	*%

# 【答申素案サンプル版】

1-2 使用水量別 1 m<sup>3</sup>単価（税抜き）

## 使用水量別 1 m<sup>3</sup>単価比較



## 【答申素案サンプル版】

### 2 過去の答申と使用料改定

今回の答申に際して、過去の当審議会における下水道使用料の適正化に関する答申内容と料金改定の経緯を確認した。過去の答申内容と使用料改定の変遷は表1及び表2のとおりである。

#### 2-1 下水道使用料改定に関する前回答申（平成18年（2006年）10月）

- 1 本市の現行下水道使用料は、汚水に係る維持管理費のみを使用料対象経費として設定されておりますが、下水道の普及が概ね完了している現段階において、汚水分資本費を使用料対象経費に加えることは、使用料適正化のうえで必要なことと判断します。
- 2 汚水分資本費を使用料対象経費に加えるにあたっては、汚水分資本費の負担割合は公費と私費とで等分負担（1：1の割合）となるよう、その50%を算入することが適当であると考えます。
- 3 激変緩和措置として段階的に算入率を高めることとし、当初の下水道使用料改定率は20%程度の値上げにとどめ、下水道使用料適正化の第一歩を速やかに踏み出すことが緊要であると考えます。その後、経済情勢にも配慮して、概ね10年以内に汚水資本費50%算入を達成することが望ましいと考えます。
- 4 使用料体系については、現行の9区分の逦増制使用料体系と公衆浴場等のし尿を含まない使用料区分を踏襲することに特に問題はないものと思慮します。
- 5 下水道事業の執行にあたっては、コスト意識をもってこれにあたり、また、組織・人員の見直しを継続的に行い、簡素で効率的な執行体制を整備して、使用者に最少の経費で最大のサービスを提供できるよう経営努力を払われたい。
- 6 使用料の改定は、使用者である市民に直接負担を課すことにもなるので、使用者の理解と協力が得られるよう十分な情報公開と広報に努められたい。



## 【答申素案サンプル版】

### 2-2 下水道使用料改定の変遷

改定年度	平均改定率	区分	充当先	資本充当率
昭和 57 年度 (1982 年度)	135.4%	4	維持管理費に充当	
昭和 59 年度 (1984 年度)	9.4%	7	維持管理費に充当	
平成 7 年度 (1995 年度)	30.7%	9	維持管理費に充当	
平成 10 年度 (1998 年度)	20.1%	9	維持管理費に充当	
平成 13 年度 (2001 年度)	13.6%	9	維持管理費に充当	
平成 19 年度 (2007 年度)	19.9%	9	維持管理費及び 資本費に充当	18.6%
平成 24 年度 (2012 年度)	10.0%	9	維持管理費及び 資本費に充当	45.0%

下水道使用料の資本費への充当率は、平成 19 年度（2007 年度）の改正では約 19%だったが、平成 24 年度（2012 年度）改正により約 45%を達成した。

しかし、その後は消費税改正に伴う家計負担の増加や景気の動向などを考慮し、使用料改定を見送ってきたことから、少しずつ充当率が減少してきている。

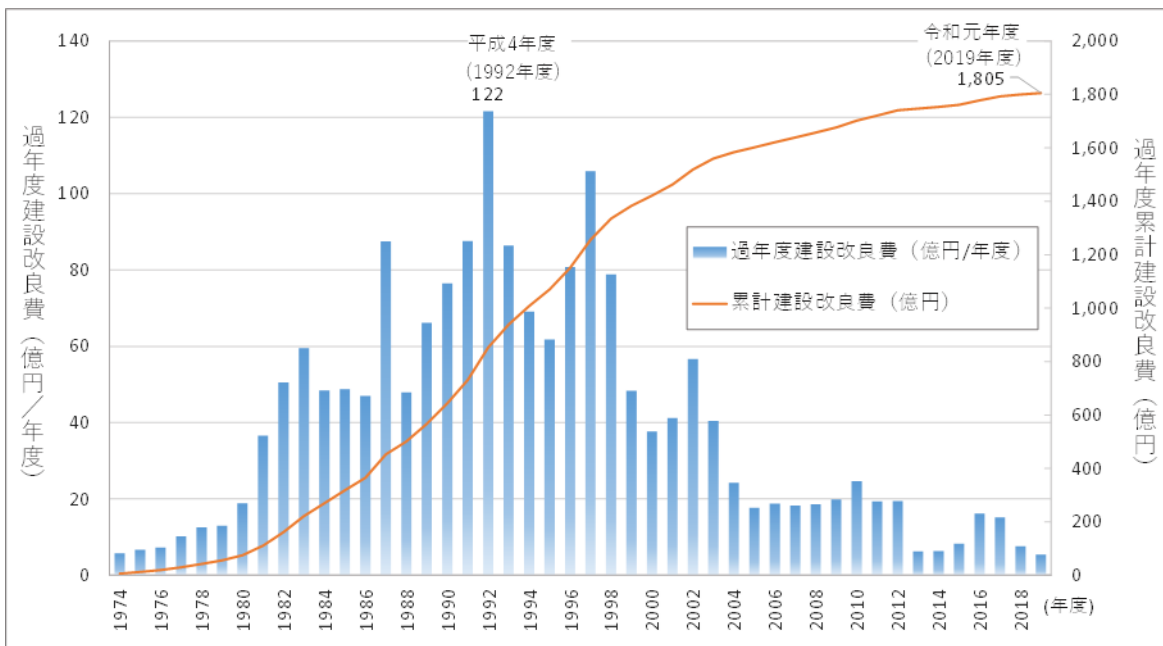
## 【答申素案サンプル版】

### 3 鎌倉市公共下水道経営戦略（要旨）（令和3年（2021年）3月）

#### （1）これまでの投資額

鎌倉市は昭和33年から、順次体制を拡充して下水道部を設置し、管渠・下水道終末処理場等に対し重点的に投資を増やし、平成4年度（1992年度）にピーク122億円を投資、平成17年度（2005年度）以降は、普及が進んできたことから財政状況を踏まえて大幅に減額し、累積延べ1,800億円となっている。

#### 3-1 下水道施設への投資額の建設改良費の過年度実績



#### （2）公共下水道施設

これまで投資を続けてきた結果、公共下水道の污水管渠、雨水管渠、下水道終末処理場、中継ポンプ場等の公共下水道施設は表4のとおりである。

また、平成31年（2019年）4月の固定資産高は、約934億円（污水約805億円、雨水約129億円）となっている。

## 【答申素案サンプル版】

### 3-2 公共下水道施設の主な管理数量

種 別	計画数量	既設数量	備 考
下水道終末処理場	2か所	2か所	
中継ポンプ場	7か所	7か所	うち1か所は休止中
汚水管渠	502 km	489 km	塩化ビニル・鉄筋コンクリート等
雨水管渠	307 km	239 km	鉄筋コンクリート管・開きよ 等
雨水調整池	—	7か所	ポンプ排水式 容量：25,100 m <sup>3</sup>

※ 雨水調整池は、下水道事業計画施設としては上記のとおりだが、これ以外に31か所（容量：102,859 m<sup>3</sup>）河川管理者等が管理している。

### (3) 下水道事業の目的・効果・負担原則

#### 【目 的】

#### ア 汚水排除・公衆衛生

住宅や事業所等のトイレや洗面所等から発生した汚水を、終末処理施設へ運ぶ。

#### イ 水質保全

汚水を処理して、きれいな水にして川や海などへ放流する。

#### ウ 浸水防止

宅地化や舗装された道路になったことで、地中に浸透できなくなった降雨を排除することで、浸水被害から守る

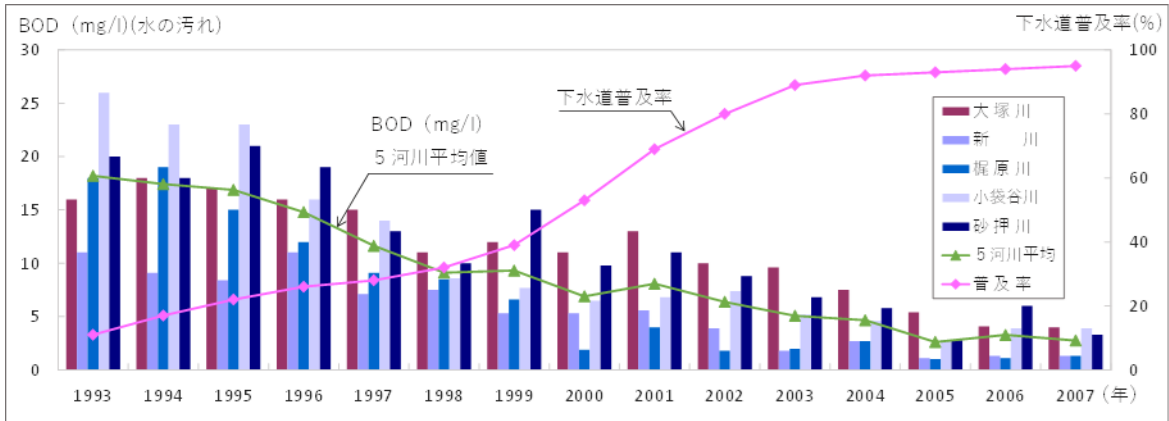
### 3-3 下水道の効果（30年前との比較）

	令和元年度（2019年）	平成元年度（1989年）
汚水排除	普及人口 168,604人 普及率 97.75%	普及人口 50,855人 普及率 29.1%
水質保全	河川の汚れ（5河川平均） BOD 1.78 mg/ℓ	河川の汚れ（5河川平均） BOD 22.74 mg/ℓ
雨水	雨水整備率 77.6% 浸水戸数 16.5（10年平均）	雨水整備率 — 浸水戸数 332.7（10年平均）

※ 平成元年度の雨水整備率については、データが存在せず。

## 【答申素案サンプル版】

### 3-4 市内河川の水質改善と下水道普及率



施設名	処理区・排水区	事業計画対象面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率 (%)
公共下水道 (汚水)	鎌倉処理区	1,188.5	1,179.1	約 99.2
	大船処理区	1,471.0	1,422.5	約 96.7
	全 体	2,659.5	2,601.6	約 97.8
公共下水道 (雨水)	鎌倉排水区域	1,177.7	842.0	約 71.5
	大船排水区域	1,427.2	1,179.0	約 82.6
	全 体	2,604.9	2,021.0	約 77.6

施設名	処理区	行政人口 (人)	処理区域人口 (人)	普及 (%)
公共下水道 (汚水)	鎌倉処理区	71,727	70,941	約 98.9
	大船処理区	100,766	97,663	約 96.9
	全 体	172,493	168,604	約 97.7

確率年	1時間あたり 降雨強度
10年確率	57.1mm

## 【答申素案サンプル版】

### 3-5 下水道事業の負担原則

	雨水の処理	汚水の処理
経費負担区分	公費（一般会計）	原則私費（下水道使用料） ※高度処理費等を除く
説明	<p>公共水域の水質保全や浸水の防除といった公共的な役割を担っており、自然現象に起因するもので、その原因者を特定することが困難であり、雨水の排除は、その受益が広く一般市民に及ぶこと等により公費負担とされている。</p>	<p>下水道整備により使用者が生活環境の改善等の利益を受けること及び汚水が日常生活や生産活動等により生じるものであり使用者は水質汚濁の原因者であることから、原則として、使用者がその排出量に応じて、適切な費用負担をすべきとされている。</p> <p>ただし、汚水に係る経費のうち高度処理に要する経費の一部などの公共的な役割にかかる経費については、公費負担とされている。</p>

## 【答申素案サンプル版】

### (4) 下水道事業の課題と基本方針

#### ア 施設老朽問題の深刻化

(ア) 標準耐用年数である 50 年を経過した污水管渠の割合が 65 km (約 13%) になっており、10 年後には 161 km (約 33%) に達すると見込まれる。

民間団地引継管は脆弱管等が多く、実情も不明。

年間の道路陥没は 5 件、苦情は 125 件。降雨時の侵入水によるマンホール溢水・宅内逆流・処理場負担増等が生じている。

(イ) 下水道終末処理場・中継ポンプ場の様々な設備は 20～30 年ごとの改築更新が必要になる。

#### イ 地震津波に対する下水道施設の脆弱性

(ア) 鎌倉処理区の 5 か所の中継ポンプ場が津波による浸水で機能停止し、約 17,000 世帯分の污水が長期間処理することができなくなる恐れが強い。

#### ウ 頻発する集中豪雨による浸水被害リスクの拡大

都市化の進展により、浸透・貯留していた雨水が一挙に流出することに加え、地球温暖化とともに豪雨がより頻発化している。

#### エ 財源不足と人口等減少

(ア) 市の財政悪化等により、下水道事業への繰入れが難しくなっている。

(イ) 人口減少や節水型機器の普及、世帯人数の少数化により、使用水量・料金収入の減少が長期間続くと見込まれる。

これらのことから、①予防保全型管理への移行、②施設脆弱性の解消、③経営の健全化を基本方針とする。

### (5) 施設の投資計画

近年、改築更新投資を大きく抑制してきたが、30 年後の下水道の姿を見通したうえで、令和 3 年度 (2021 年度) から令和 12 年度 (2030 年度) までの必要な投資は 3-6 のとおりである。

さらに、令和 13 年度 (2031 年度) 以降は、持続型下水道幹線構築、七里ガ浜下水道終末処理場の設備等改築更新、老朽施設の改築更新に加え、処理場の統合が必要となる。

## 【答申素案サンプル版】

### 3-6 主な投資計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））

投資計画	投資額
緊急輸送路の污水管修繕改築工事	約4億円
民間開発団地管渠の改築更新	約4億円
雨水管・雨水調整池の修繕改築	約5億円
下水道終末処理場の耐震化・改築	約190億円
持続型下水道幹線再整備事業	約29億円

#### （6）投資・財政計画

今後10年間に必要な投資額に対し、財源として一般会計からの繰入れと、市民の過度な負担感を抑えながら赤字を解消し次期に備える以下の料金を見込む。

- ① 令和5年度（2023年度）に総務省が示す下水道使用料の最低限の目安1m<sup>3</sup>/月あたり150円とする。
- ② 令和8年度（2026年度）に平成18年度（2006年度）下水道事業運営審議会答申の資本費の50%を賄うこととする。
- ③ 令和11年度（2029年度）に資本費の60%を賄うこととする。

これら投資・財政計画をまとめたものが、表11及び表12である。

## 【答申素案サンプル版】

(表 11) 投資・財政計画 (概要版) (1/2)

○収益の収支試算 (単位: 億円)

区分		年度	令和元年度 (2019年度) (決算)	令和2年度 (2020年度) (決算見込)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
		収益的収入	1. 営業収益	27.5	25.8	27.8
	(1) 料金収入	23.5	23.2	23.1	22.8	
	(2) その他	4.0	2.6	4.8	5.8	
	2. 営業外収益	43.3	43.5	38.4	39.3	
	(1) 補助金	18.6	10.1	17.0	18.3	
	(2) その他	24.7	33.4	21.3	21.0	
	収入計	70.9	69.2	66.2	67.9	
収益的支出	1. 営業費用	56.6	58.6	59.8	61.6	
	(1) 職員給与費	2.4	2.3	2.5	2.5	
	(2) 経費	14.0	17.1	18.8	21.2	
	(3) 減価償却費	40.2	39.2	38.5	37.9	
	2. 営業外費用	6.7	6.9	5.9	5.9	
	支出計	63.2	65.5	65.6	67.5	
	経常損益	7.6	3.8	0.6	0.4	
当年度純利益		7.4	3.8	0.6	0.4	
繰越利益剰余金			2.6			

○資本の収支試算 (単位: 億円)

区分		年度	令和元年度 (2019年度) (決算)	令和2年度 (2020年度) (決算見込)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
		資本的収入	1. 企業債	13.1	13.9	13.9
	2. 他会計補助金	2.8	13.0	8.3	8.6	
	3. 国(都道府県)補助金	1.6	0.5	0.2	0.4	
	計	17.6	27.5	22.6	18.0	
資本的支出	1. 建設改良費	5.4	3.3	6.4	3.5	
	うち職員給与費	1.0	1.0	1.1	1.1	
	2. 企業債償還金	34.2	35.1	33.9	31.7	
	計	39.6	38.5	40.3	35.3	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額		22.1	11.0	17.7	17.3	
補填財源(損益勘定留保資金)		22.1	11.0	17.7	17.3	
補填財源不足額		0	0	0	0	
企業債残高		364.1	345.6	311.9	294.1	

○他会計繰入金収支試算 (単位: 億円)

区分		年度	令和元年度 (2019年度) (決算)	令和2年度 (2020年度) (決算見込)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
		他会計繰入金	収益の収支分	22.6	11.9	21.0
	資本の収支分	2.8	13.0	8.3	8.6	
	合計	25.4	24.9	29.3	31.4	



## 【答申素案サンプル版】

(表 12) 投資・財政計画 (概要版) (2/2)

(単位:億円)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
32.5	31.5	31.4	34.0	34.1	32.9	36.1	35.8
26.5	26.3	26.0	28.6	28.4	28.2	31.6	31.4
6.0	5.3	5.3	5.3	5.7	4.7	4.5	4.5
36.0	35.2	35.9	33.0	32.9	41.5	42.5	45.1
15.3	14.9	15.8	12.7	12.4	16.4	14.2	15.5
20.8	20.3	20.1	20.3	20.5	25.1	28.2	29.6
68.5	66.7	67.3	67.0	67.0	74.4	78.5	80.9
59.8	58.9	60.0	59.9	59.9	66.3	69.9	71.9
2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8
19.8	19.5	21.0	20.7	20.3	20.6	20.3	20.4
37.5	36.8	36.4	36.6	36.9	42.9	46.9	48.7
5.3	4.9	4.5	4.2	4.0	3.7	3.5	3.4
65.1	63.8	64.5	64.1	63.9	70.0	73.5	75.3
3.4	3.0	2.8	2.8	3.1	4.4	5.1	5.6
3.4	3.0	2.8	2.8	3.1	4.4	5.1	5.6
				0.6	3.7	8.1	13.2

(単位:億円)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
9.9	12.8	16.0	20.7	17.2	19.9	17.4	13.9
8.1	11.2	11.8	10.9	11.6	9.3	11.5	10.3
5.4	10.6	16.2	23.6	18.8	22.8	19.6	13.3
23.4	34.6	44.0	55.2	47.6	52.0	48.5	37.6
14.4	25.7	35.3	46.7	37.4	44.7	38.8	29.0
1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
29.1	28.3	27.8	27.0	25.4	23.9	23.3	21.5
43.5	54.1	63.1	73.8	62.8	68.7	62.1	50.5
20.1	19.5	19.1	18.5	15.2	16.6	13.6	12.9
20.1	19.5	19.1	18.5	15.2	16.6	13.6	12.9
0	0	0	0	0	0	0	0
273.9	255.4	240.4	229.4	224.7	218.0	214.6	210.5

(単位:億円)

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
21.1	20.0	20.8	17.9	17.9	21.0	18.6	19.8
8.1	11.2	11.8	10.9	11.6	9.3	11.5	10.3
29.2	31.2	32.6	28.8	29.5	30.2	30.1	30.1

## 【答申素案サンプル版】

### 4 参考資料

試算する際に参考とした資料等である。

#### (1) 下水道使用料の現状

平成 18 年度の当審議会の答申と現状の表である。

平成 18 年度答申	現状
当初の改定率 20%	平成 19 年 4 月 料金改定 維持管理コストの削減
資本費負担割合 50%	平成 24 年 4 月 料金改定 資本費充当率約 45%
概ね 10 年で目標達成	平成 26 年 4 月、令和元年 10 月消費税改定 改定据え置き

#### (2) 経営戦略における使用料の検討

令和 3 年 3 月に策定した経営戦略のうち、使用料改定に関して試算した部分の抜粋である。

経営戦略では四つの試算を行ったが、その中で市民の過度な負担感を抑えながら、赤字を解消し次期に備えることが可能になる試算 4 を採用することにした。

#### 試算 4 (10 年間で 3 回の改定) (使用料と資本費に着目した改定)

試算 1～3 の結果を踏まえて、使用料改定を 10 年間で段階的に 3 回、3 年ごとに行うこととし、その時期を令和 5 年度 (2023 年度)、令和 8 年度 (2026 年度)、令和 11 年度 (2029 年度) としました。

まず 1 回目、令和 5 年度 (2023 年度) の改定では、総務省が示す下水道使用料の最低限の目安 1 m<sup>3</sup>/月あたり 150 円 (家庭用使用料 20 m<sup>3</sup>/月あたり 3,000 円) とします。改定率は約 16% と試算されます。

2 回目、令和 8 年度 (2026 年度) の改定では、平成 18 年 (2006 年) に下水道審議会から答申された、資本費の 50% を賄うこととします (P26 参照)。その際の改定率は、約 10% となります。

3 回目、令和 11 年度 (2029 年度) の改定では、資本費の 60% を賄う改定とします。その際の改定率は、約 12% となります。

～経営戦略抜粋～

## 【答申素案サンプル版】

### (3) パブリックコメントについて

経営戦略策定時に行ったパブリックコメントのうち、使用料改定に関するコメントには次のような意見があった。この意見を参考にしながら、今回の諮問に関しても議論を行った。

使用料改定に関するコメント	
1	高根町（現北杜市）の基本料金 5,000 円は差別的とされましたが、それ以前の住民 1,300 円、住民以外 3,000 円という実績あるレベルを参考に、鎌倉市内に住民票を置く市民と、市民以外が利用する住宅の水道使用量、基本料金に差をつけることも検討されるべきと考えます。
2	少子高齢化で一人住まいが増加しましょうから、使用料の少ない家庭からも料金を取るような基本料金値上げに反対します。私は単身赴任していますが、いくら水を使っても最低料金を超えることがなく非道であると感じます。

審議会の意見	
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 住民票を置く市民と差をつけるとありますが、具体手法がなかなか思いつかない。明らかに別荘地が分離して存在すれば、そこだけ別料金はあり得るかもしれません。</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道の恩恵を受けているのも、支えるのも、100 m<sup>3</sup>以下の一般家庭なわけです。ですから、これを大口の 100 m<sup>3</sup>以上、あるいは 1,000 m<sup>3</sup>以上の利用者に支えてもらおうというのは、下水道本来の役割、意義から見たら違うと思います。下水道というのは本来自分達で支えていかなければならない事業なのだということをもっと分かっていただくようにすることが大事です。</li><li>・ 一人住まいのところは上げないでという気持ちは分かりますが、今後の破綻を防ぐという観点から、一定のものは負担していただくのが、全国での検討の流れかと思います。</li></ul>

## 【答申素案サンプル版】

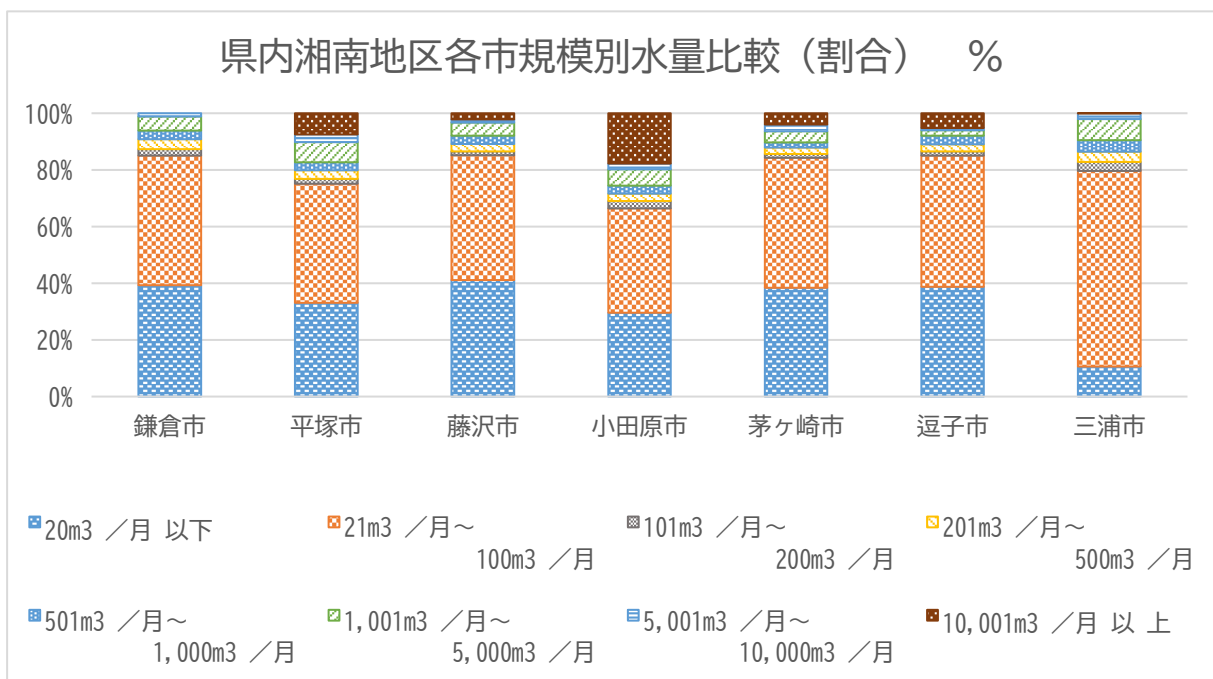
### (4) 大口使用者について

近隣の湘南地区各市の規模別水量を、それぞれの有収水量に占める割合で比較した結果、1,000立法メートル以上の大口利用者の使用水量は、鎌倉市については全体に占める割合が約6%であるのに対し、藤沢市が8%、茅ヶ崎市が10.3%、平塚市が17.3%、小田原市は25.6%である。

更に、10,000立法メートル以上の超大口利用者は、鎌倉市は0%だが、藤沢市が2.2%、茅ヶ崎市が4%、平塚市が7.5%、小田原市は17.7%である。

このことから鎌倉市は、他市と比べて大口使用者が少ないといえる。

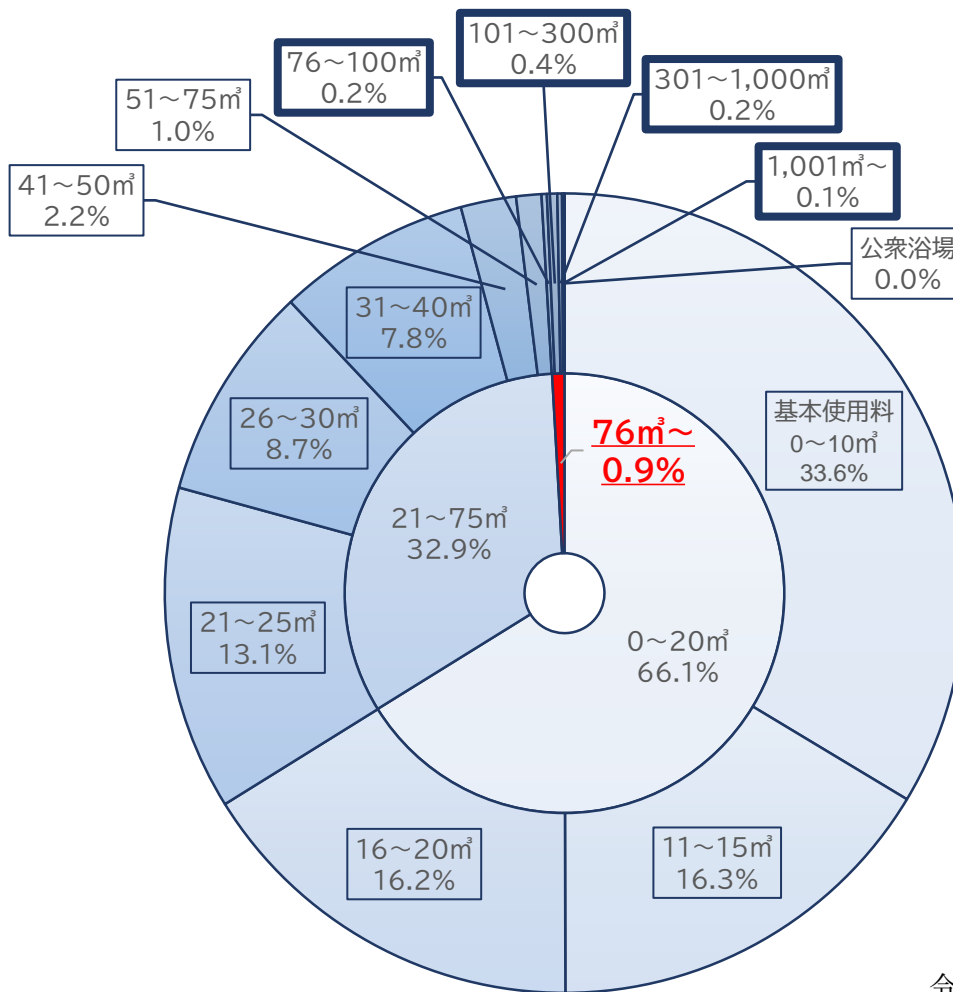
#### 4-1 県内湘南地区各市規模別水量比較



## 【答申素案サンプル版】

### 4-2 料金（水量）区分別の構成（件数）

#### 料金区分別構成率(件数)



令和2年度実績

## 【答申素案サンプル版】

4-3 料金ランク別の構成

